

議 第 1 3 号

加計学園・森友学園に係る疑惑の真相解明と説明
責任を全うすることを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

安倍首相は、国家戦略特区による積極的な規制改革を打ち出しており、その手続きは当然公正であるべきである。

しかし、学校法人加計学園が計画する獣医学部新設に関し、官邸や内閣府が総理の意向に基づき、文部科学省に対し早期開学に向けて圧力をかけたのではないかとの疑念を抱かせる内部文書の存在が確認されたことから、国民の不信感が高まっている。

この疑念について、首相は、国会の開会・閉会に関わらず説明責任を果たすと表明していることから、国民の疑問や不信を解消するためにも、国会による真相究明の調査を徹底して行っていく必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の疑念を払拭すべく、関係省庁の調査を厳正に実施した上で事実関係を明らかにし、閉会中審査を行うなど、加計学園・森友学園に関する真相解明と説明責任を全うすることを強く要請する。